

事業計画(令和元年度)

社会福祉法人 日高川町社会福祉協議会

事業計画（令和元年度）

《基本方針》

近年、少子高齢化、核家族世帯や単身世帯、高齢者世帯の増加、孤立や貧困、介護、医療等の福祉課題は年々複雑多様化しております。また、中山間部や都市部においても移動や生活物資の確保が困難など日常生活に支障をきたしている地域も生まれています。これからの時代は、増え続ける福祉課題と、様々な地域課題に対し、より横断的な地域福祉・暮らしを支えるしくみである地域共生社会の実現が求められています。

こうした状況のなかで、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命とし、住民の皆さんをはじめ、社会福祉関係者、保健・医療・教育関係者、行政機関など、様々な個人・団体の参画と協働によって、地域の福祉課題の解決に取り組み、安心して暮らすことができる支え合いを中心とした福祉の町づくりを進めていきます。特に今年度は、地域支援事業の中の第2層生活支援コーディネーター業務（町受託）として、サロン活動等に今まで以上に積極的に関わり、地域住民が見守り支え合える体制づくりを推進していきます。

また、一般公共交通の利用が困難な高齢者や障がい者の生活を支える手段としての外出支援サービスや、住民参加型の生活支援サービスなどによる、支え合いを軸とした地域たすけあいサービスを改良し、より生活に密着した いわば痒い所に手が届くようなサービスの推進を図っていきます。社会福祉協議会だからできる、支え合いのしくみづくりを通じて、安心して暮らし続けることのできる地域共生社会を皆様と一緒に考え、様々な福祉課題に迅速に対応できる組織であるよう一層の努力をまいります

《部門別重点項目》

〔法人運営〕

- 社協の使命と公益性の徹底
- 組織の充実と事業活動基盤、ガバナンスの強化
- 6 S活動（整理・整頓・清潔・清掃・躰・作法）の励行

〔財務管理〕

- 財政基盤の強化
- 収支・コストと費用対効果意識の徹底と事務の合理化
- 基金の安定的な運用と効果的な配分

〔人事管理〕

- 本所と支所間の連携と情報の共有
- 職員体制の整備
- 職場内外研修の実施
- 事業実施体制の改善・整備
- 事業の目標設定及び評価の実施
- 職員個々の目標管理の実施
- 新規採用職員の育成

〔その他〕

- 第2層生活支援コーディネーター業務（町受託）
- 地域の生活課題の解決、身近な生活支援
- 地域共生社会の実現に向けた相談・支援体制の構築
- アウトリーチの徹底
- 地域のつながりの再構築
- 行政、関係機関、シルバー人材センター、各種団体との連携強化

《事業項目》

【1】社会福祉協議会の基盤の充実

積極的な社会福祉事業の運営に取り組み、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図ることで地域福祉の推進・発展につなげていきます。

(1) 法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

1. 理事会の開催（理事・監事は本年6月開催予定の評議員会終結までの任期である）
2. 評議員会の開催
3. 監事会（含む定期監査）の実施

(2) 会員（会費加入）募集の推進

社協の運営費となる自主財源の確保と、住民参加による自主的な福祉活動の充実・啓発を目指し、地域に密着したより良い福祉サービスの提供、地域福祉の推進を図るために、今年度も福祉委員を通じ会員募集を行います。社協は住民主体の民間団体として、活動の自主性を高めていくためにも自主財源の確保が必要です。会費は本会の事業の財政的安定を保ちます。それらの用途については地域の活動や福祉広報活動の財源に充てます。

(3) 役職員研修の実施

県社協主催の役職員研修やフォーラム等に、社協役職員としての社協資質向上に向けた研修への参加、職場内研修の実施等

(4) 新規職員の育成

将来、社会福祉協議会を担う職員になってもらうため、職場内OJTに加え積極的に各種研修等にも参加させます。

【2】地域福祉事業の推進

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせることを目的とし、住民が参加できる各種の地域福祉事業を次のとおり行っていきます。

(1) 配食サービスの実施（ふれあいっこり弁当）

おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯の方を対象に、週1回ボランティアが調理するお弁当を民生委員、福祉委員、ボランティアが宅配し、安否確認やコミュニケーションを図ります。

・川辺地区、中津地区 毎週水曜日 美山地区 毎週木曜日

なお、調理ボランティアを対象とした調理実習（アイデアクッキング）も年2回実施し、より利用者の喜んでいただけるメニュー開発も行います。

(2) 福祉バザーの実施

住民や企業から寄せられた物品をバザーにて販売し、その収益金を地域福祉活動事業の推進費用に充てます。川辺地区と中津美山地区で交互に年1回開催します。（今年度中津地区）

(3) ふれあい・いきいきサロンの積極推進

地域での人間関係や家族関係が薄れている現代、単身や昼間独居の高齢者が孤立しやすい状況が広がっています。お年寄りが安心して暮らせる地域づくりのために、サロンを積極的に推進していきます。サロンの立ち上げや運営に積極的なアプローチを行い、相談や企画・運営をいっしょになって考えていき、できる限り継続していただくような支援を展開していきます。

なお、今年度は新設サロンに向けてのアプローチや既設サロンのフォローアップに力を注ぎます。また、サロングループを単位とした買い物サロンについても検討していきます。

(4) 喫茶サロンの推進

ふれあいいきいきサロン同様に、地域共生社会の実現を目指し、近隣の住民を含めた地域の課題をキャッチする拠点となることを目指し、高齢者、子育て中の親、障がい者、地域住民が気軽に出入りできる交流の場となるコミュニティカフェをボランティアが運営します。

・町内4カ所

ふたば（川辺）、あぜみち・はな広場（中津）、そうがわ茶屋（美山）

(5) ふれあい広場の開催

普段孤独になりがちな70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、日帰りバス遠足や食事会など、外出機会の提供と介護予防、生きがいをづくりを目的として実施します。

(6) 外出支援サービスの実施

重度の障がい者や寝たきりの高齢者等の方で、一般の交通手段を利用することが困難な方を対象に、通院など事務局や運転ボランティアが専用車両で送迎します。特に今年度は運転ボランティアを中心にした送迎を拡充していきます。

(7) 在宅介護者の集いの開催

在宅で高齢者や障がい者を介護されている主介護者を対象に、会食しながら日々の介護の悩み相談や介護者同士の情報交換の場を設け、温泉入浴などもしながら心身のリフレッシュを図ることを目的として実施します。なお、今年度は地域包括支援センターと連携をとりながら一層充実した内容とします。

(8) 地域たすけあいサービスの推進

足腰が弱ってきたり、ケガや病気をしたりして、生活でちょっとした困りごとがあっても、手伝ってくれる人がいない…そんなとき、住民の方（登録した協力員）がお手伝いするサービスです。高齢者や障がいのある方が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう社協職員がコーディネートします。今年度はより生活に密着した いわば痒い所に手が届くよう改良を加え、生活支援サービスとしての推進を図っていきます。また、シルバー人材センターと連携を取っていきます。

(9) 福祉委員活動の推進

福祉委員は、地域に目を向け、住民の生活・福祉課題を見つけ出し、関係機関（者）につなげる地域のボランティアです。住民目線で地域のさまざまな困りごとに気付いてもらい、早期発見から早期対応につなげていくために「目配り」「気配り」「心配り」をしていただいています。地域のつながりが希薄化している一方で、生活をしていく上での問題・課題は増大かつ複雑・多様化しています。これらを解決していくためには、地域にある生活・福祉課題をみんなで考え、行動していく必要があります。

現在、その中心的な役割は、民生児童委員・主任児童委員に担っていただいています。地域の困りごとをひとりですべて把握するのは困難です。そこで、その担い

手を増やし、より細やかな見守り活動を展開していくために、民生児童委員、主任児童委員のサポート役としてお手伝いをしてくれる福祉委員が必要になります。本会では主に下記の活動をお願いします。

- ・会員募集 ・地域の見守り活動およびニーズ把握 ・福祉バザー ・社協事業への参加協力 ・福祉委員会議 ・民生委員や関係機関との連携 ・相談助言 ・その他

(10) 第2層生活支援コーディネーター業務推進（町受託）

本所、支所の旧町村単位で、町の委託により第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センター（第1層コーディネーター）と一緒に事業を推進し、住民・関係団体や関係者等の連携・協働推進し、地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組みを行います。

社会福祉協議会ならではの視点を活かし、高齢者だけでなく障がい者や子育て世帯、生活困窮者世帯等の住民を含め、誰もが孤立しない住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まるごと包み込み支えあう地域づくり、いわゆる我が事、丸ごとの「地域共生社会」の実現を住民とともに考え進めます。

- ・地域でおこなわれる話し合いの場に出向き、いきいきサロンや生活支援サービス等のしくみづくりを含めた見守り支え合う地域づくりを住民とともに考える。
- ・地域住民の誰もが参加できるふれあいいきいきサロン活動の拡大推進する。
- ・地域における高齢者の日常生活支援に係る支援ニーズと「地域たすけあいサービス」の活動のマッチング・コーディネートを行う。
- ・関係者間の定期的な情報共有、連携強化や体制づくり等を行う。

【3】広報活動の充実

(1) 広報紙「町社協だより」の発行（毎月1日発行）

社協やボランティアによる各種活動等の情報提供を行い、情報発信や地域住民への社協活動に対する啓発や周知などを行い、福祉活動に関心をもって頂けるよう社協活動の見せる化を一層図ります。

(2) 社協ホームページ活用による情報発信（随時更新）

広報紙同様に、各種活動や福祉事業等を掲載し、町内外を問わず多くの住民に福祉活動に関心をもって頂けるよう情報発信を行います。

- (3) 新聞（紀州新聞、日高新報）、ケーブルテレビ（ZTV）による福祉活動情報等の掲載や放映をしていただき、地域福祉活動の情報発信を行います。

【4】社会福祉に関する各種団体との連携

(1) 民生児童委員との連携

地域で支援が必要な人を把握し、必要な解決窓口につなぐ民生児童委員の取組みは、相談支援の充実と相まって年々重要性が高まっています。民生児童委員の方々とより一層の連携を強化し、共に解決をめざす取組みを推進します。

- ・協働事業や定例民協への参加など

(2) 保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けて関係機関との協力のもと取り組みを行っていきます。

- ・地域包括ケア会議（月1回）

(3) 県社協及び県内市町村社協との連携

県社協及び県内市町村社協との福祉情報の共有や連携強化を図ります。

- ・和歌山県市町村社協会長会議 市町村社協事務局長会議への参加
- ・和歌山県市町村社協連絡協議会 同ブロック会議への参加
- ・日高管内社協連絡会への参加

【5】共同募金事業の実施

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

共同募金運動への理解・協力を高めるため、募金の意義についての周知を図り、財源の充実と事業の拡大を進めていきます。これには町民のみなさんや企業、各種団体の協力のもと募金活動を展開します。

- ・戸別募金（町内の住民に対する募金のお願い）
- ・法人募金（町内企業に対する募金のお願い）
- ・職域募金（役場等公的機関に対する募金のお願い）
- ・学校募金（町内保育所、小中高等学校生に対する募金のお願い）
- ・イベント募金（町内で行われるイベントに参加し募金活動の実施）
- ・募金箱（各公共機関、学校等に対し募金箱設置のお願い）

- ・その他（個人寄付等の受付）

集めた募金は県共同募金会からの地域配分金によって各市町村社協に配分され、配分された資金は地域福祉事業費として次のような事業に配分・活用します。

〔配分事業〕

- 老人福祉事業費
ふれあい広場事業、愛の日事業、老人クラブ助成
- 障がい児者福祉活動費
障がい福祉協議会、障がい児者父母の会助成
- 母子父子福祉活動費
ひとり親家庭小学校新入学児童へのランドセル購入助成
- ボランティア活動育成
ボランティア活動グループ助成、広報発行費

【6】ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア活動に関する情報提供及び相談、連絡、調整
- ・ボランティア登録にかかる事務
- ・ボランティア研修会の実施
- ・サマーボランティアスクールの実施
- ・福祉教育の推進（コミュニティスクール等への参加協力）
- ・災害時対応訓練等（災害ボランティアセンター設置訓練）

(2) ボランティアの交流と組織化及び活動支援

- ・ボランティア連絡協議会組織化の検討
- ・ボランティア活動育成事業（共同募金配分からボランティア活動助成）

【7】各種相談事業

日頃抱えている、心配ごとや悩みごとを、誰もがいつでも気軽に相談できる身近な相談所を開設し、相談員や弁護士が相談を受けます。

- ・心配ごと相談所（年30回）
- ・法務局による人権、登記相談所（年3回）

- ・弁護士による法律相談（年3回）
- ・調停相談（年3回）

【8】居宅介護支援事業

介護保険事業での利用者及びその家族に対し、安心して在宅で暮らせるよう質の高いサービスを目指します。また効率的な運営による経営の安定化とサービスの質の向上を図りながら事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援につながるケアプランの作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

(2) 介護予防居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援を含めた介護予防につながるケアプラン作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

【9】居宅介護等事業

介護保険事業、障がい者自立支援法などに係る利用者が、在宅で安心した生活が続けられるよう在宅支援（ホームヘルプサービス等）のサービスを行っております。（1）～（5）事業の実施にあたり、サービスの質や専門知識の向上を目指し、より良いサービスの提供、また効率・効果的な事業の実施と安定した経営を図ります。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

利用者及び家族が在宅で安心して生活できるよう、自立支援に向けて計画的な身体介護及び生活援助の支援を行います。

(2) 訪問入浴介護事業（介護保険事業）

訪問入浴車で利用者宅を訪問し、脱衣から入浴後の血圧チェックまで、利用者の入浴をサポートするサービスです。自宅や施設の風呂で入浴が困難な方等に対する支援を行います。

(3) 生活管理指導派遣事業（日高川町受託事業）

事情により、生活が困難な介護保険給付対象外の方へ支援としてホームヘルプサービスを実施します。

(4) 訪問介護事業（障がい者総合支援法）

障がい者及びその家族が在宅で安心して生活できるよう、身体介護及び生活援助の支援を行います。

(5) 重度訪問介護事業（障がい者総合支援法）

重度の障がいを抱える利用者の身体介護及び生活援助の支援を行います。

(6) 重度訪問入浴介護事業（障がい者総合支援法）

重度の障がいを抱える利用者の入浴支援を行います。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援又は要支援状態となる恐れのある高齢者を対象に、住み慣れた地域で出来る限り健康で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行います。

【10】福祉サービス利用援助事業の推進

(1) 福祉サービス利用援助事業の推進

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい者等を対象として、適切な日常生活を送れるよう、契約により福祉サービス利用や日常的金銭管理の手伝いをします。

1. 判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続きや相談、金銭管理等を行います。
2. 定期的な専門員及び生活支援員研修に参加します

【11】法人後見業務

(1) 法人後見業務

認知症、精神障害又は知的障害等により意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が後見人等となることにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の財産管理及び身

監護を行い、その権利を擁護することを目的に法人後見業務を行います。

本会の法人後見業務の対象者は、日高川町長が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を申立てる者で、身寄りがなく、施設等に入所されており、低所得などで他に適切な後見人等が得られない方で、本会が行うことが特に必要であると認められる方とします。

【12】 善意銀行の運営

善意の寄付金等を受け、福祉事業等に還元させていただき地域福祉の増進を図ります。ご寄付いただいた方の意思を生かした運用に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため一般会計に繰り入れ、各種事業に活用させていただきます。

- ・ 善意の杖、サロン補助

【13】 地域福祉振興基金の運営

日高川町における社会福祉の振興を図るため、地域福祉振興基金を設けており、皆様からの寄付金を積み立てています。基金の目標額は1億円ですが、今後は積極的に活用することも考えていきます。

【14】 生活福祉資金等貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業（貸付実施主体：県社協 委託：町社協）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

1. 総合支援資金（①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金

2. 福祉資金（①福祉費（目的別に複数の資金種類あり）②緊急小口資金）

低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯（毎月一定の収入がある世帯）で、日常生活を送る上で、一時的に必要であると見込まれる資金に対する貸付

3. 教育支援資金 (①教育支援費 ②就学支度費)

低所得者世帯で、高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要であると見込まれる資金に対する貸付 (毎月一定の収入がある世帯)

4. 不動産担保型生活資金

(①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付

(2) 生活資金貸付事業 (実施主体：町社協)

低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。なお、借受人の償還が少しでも負担にならないよう今年度から貸付限度額を見直しします。

1. 生活資金

生活を維持するのに必要な経費として貸付ける資金

2. 福祉資金

結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費として貸付ける資金

3. 住宅資金

住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費として貸付ける資金

(3) 緊急食料提供事業

低所得者が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、食料等の生活に必要な現物を提供することにより、世帯の自立を促し、社会の一員として円滑な生活が送れるよう支援します。

【15】その他この法人の目的達成のために必要な事業

(1) 介護用品支給事業 (高齢者)

在宅で寝たきり状態にある高齢者を介護されている家族の経済的負担軽減と福祉増進を図るため紙おむつを支給します。

(2) 介護用品支給事業 (障がい児者)

在宅で寝たきり状態にある障がい児者を介護されている家族の経済的負担軽減と福増進を図るため紙おむつを支給します。

(3) 福祉車両貸出事業

入退院時や通院などの移送等運転が出来る家族がいるにもかかわらず、普通車両に乗せての移送が困難といった場合に車いす仕様の車両の貸出を行います。

(4) 「愛の日」事業

11月15日を「愛の日」と定め、善意・まごころを行動に移し社会福祉への理解と協力を求め高めて行く日として、民生委員による在宅の寝たきり高齢者（要介護4・5）への激励訪問活動など実施します。

(5) 福祉機器の貸出サービス

車いすや電動ベッド等の福祉機器を必要な方への貸し出しをします。

介護保険制度でのレンタルや障がい福祉制度で対応できない方へ貸し出しです。

また、介護保険認定までのつなぎとして必要な方や病気やケガで一時的に必要な方についても貸し出しをします。

また、福祉教育での車いす体験や選挙時の各選挙投票所への配置などにも貸し出しを行います。

(6) 絵手紙配布事業

保育園児とボランティアが書いた絵手紙を、在宅独居高齢者へ園児が直接配布することにより、世代間の交流と敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の生活意欲向上を目的とし実施します。